別表三の一二付表一の記載要領第一号を次のように改める。

2　「個別留保所得金額（別表四の二付表「55の②」）　⑾」の欄の記載に当たつては、別表十の二(三)「18」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

別表三の一二付表一の記載要領第二号を削り、同第四号中「「当期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。）　⑮」」を「「当期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。）　⑬」」に改め、同号を同第二号とし、同第五号中「「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに⑲がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額　⑯」」を「「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに⑰がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額　⑭」」に改め、同号を同第四号とし、同第六号中「「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに⑲がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額　⑰」」を「「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに⑰がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額　⑮」」に改め、同号を同第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6　「連結法人間配当等の当期支払額　⑲」の欄は、その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。次号において同じ。）に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該連結事業年度に支払う令第155条の23第１項（連結留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。）を記載すること。

別表三の一二付表一の記載要領第十号中「「調整個別帰属地方税額に係る控除額（(㉔又は㉚のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)）×20％　㉛」」を「「調整個別帰属地方税額に係る控除額（(㉕又は㉛のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)）×20％　㉜」」に改め、同号㈠中「「又は㉚のいずれか多い金額」」を「「又は㉛のいずれか多い金額」」に改め、同号を同第十一号とし、同第九号中「「住民税額（(㉔又は(㉖又は㉗)のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)　㉘」」を「「住民税額（(㉕又は(㉗又は㉘)のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)　㉙」」に改め、同号㈠中「（連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。(3)及び次号(2)において同じ。）が平成31年４月１日前に開始した連結事業年度にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第８項第５号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結法人）」を削り、「「㉖又は」」を「「㉗又は」」に、「「又は㉗」」を「「又は㉘」」に改め、同号㈡中「「又は(㉖又は㉗)のいずれか多い金額」」を「「又は(㉗又は㉘)のいずれか多い金額」」に改め、同号㈢中「が令和元年10月１日」を「（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。(3)及び第12号(2)において同じ。）が令和元年10月１日」に改め、同号を同第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

11　「特定寄附金の額の合計額に係る控除額（特定寄附金の額の合計額)×(20％又は40％）　㉚」の欄は、令和２年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「20％又は」を消し、同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は40％」を消すこと。

別表三の一二付表一の記載要領第八号中「「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額　㉕」」を「「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額　㉖」」に改め、同号を同第九号とし、同第七号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同号㈠中「「別表一の二「5」＋「7」のうち帰せられる金額　㉔」」を「「別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額　㉕」」に改め、「、平成27年旧措置法第68条の９第11項の規定の適用がある場合には同条第１項から第３項まで（平成27年旧措置法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に係る部分の金額を」を削り、同号㈡中「「別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額　㉔」」を「「別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額　㉕」」に改め、同号㈢を次のように改める。

㈢　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合　(㉕＋㉖－(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(九)「９」－別表六の二(十)「10」－別表六の二(十一)「19」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十九)「19」－別表六の二(二十)「20」－別表六の二(二十六)「25」－別表六の二(二十七)「11」)　㉗　から「住民税額（(㉕又は(㉗又は㉘)のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)　㉙」まで及び「調整個別帰属地方税額に係る控除額（(㉕又は㉛のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)）×20％　㉜」の各欄の記載に当たつては、上記(2)で外書きした金額を「㉕」に含めて計算すること。

別表三の一二付表一の記載要領第七号を同第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

7　「連結法人間配当等の当期受取額　⑳」の欄は、その支払に係る基準日に当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該連結事業年度に受け取る令第155条の23第１項に規定する配当等の額を記載すること。

別表三の一二付表二を次のように改める。